

# 藤ヶ丘自治会 会則

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は藤ヶ丘自治会と称し事務所を会長宅に置く。

(目的及び事業)

第2条1項 本会は会員相互の親睦と地域社会の生活文化の向上を計ることを目的とする。

2項 前項の目的を達成する為に、次の事業を行う。

イ、会員が共同使用する施設の管理、維持、改善に関すること。

ロ、各種事業に要する費用、公租公課の分担に関すること。

ハ、自治会内外の地域環境の改善に関すること。

ニ、文化、体育活動に関すること。

ホ、市の行政、その他公民活動に関すること。

ヘ、その他、目的達成に必要な事柄。

但し、特定の政治、思想、宗教等の活動には関与しない。

## 第2章 組 織

(組織と構成)

第3条1項 本会は班及び班の集合体たるブロックを以って構成し、各班には班長と代議員各1名を置く。

但し、細則で他班の兼務代議員がする、と定められた班については代議員を置かない。

2項 事業の執行に当たっては、細則で定める専門部（児童部を含む。）を設け、各部に部員を置く。

3項 その他、行政、公民活動、自治会活動に必要な組織を細則で定め、別に設ける事ができる。

## 第3章 会 員

(会員及び資格)

第4条 本会の会員は別記自治会配置図に示す藤ヶ丘自治会地区内に居住する者及び、同地区内に事業所有する者とする。

(会 費)

第5条 会費の額及び納付期限については細則で定める。

(入 会)

第6条 新規に会員になろうとする者は、規定の用紙に記入して会長に通知し、入会金として500円と集会所修理基金として2,000円を納付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員の資格は次の事由により喪失する。

イ、藤ヶ丘自治会地区から転出した場合。

ロ、藤ヶ丘自治会地区から事業所を撤去した時

但し振り込み済みの会費、入会金の払い戻しはない。

(会員の移動通知)

第8条 会員は転居するときは会長に通知しなければならない。

(共有財産の放棄)

第9条 会員の資格を喪失した時は、共有資産の権利を放棄したものとする。

但し事業に必要な積立金の一部又は全部を定めるところにより返還することが出来る。

## 第4章 役員

(役員の定数)

第10条1項 本会に次の役員を置く。

- イ、会長1名
- ロ、副会長3名以内
- ハ、書記(正副)2名
- ニ、専門部部長及び専門部部員若干名
- ホ、会計監査役2名以内

2項 班及びブロックの編成並びに班及びブロックからの役員選出については細則で定める。

(役員の選任)

第11条1項 会長は代議員の推薦もしくは互選により選任し総会において承認を受ける。

副会長及び書記は代議員の中から互選をもって定める。

2項 専門部部員は代議員の中から互選をもって定める。

専門部部長は専門部部員の中から互選をもって定める。

3項 前項の規定にかかわらず児童部の専門部部員は就学児童を持つ会員の婦人の中から互選し、児童部部長は専門部部員の中から互選をもって定める。

4項 各部に、当該専門部員の中から互選した副部長を置く。

5項 代議会計監査役は、員会が役員経験者(現代議員を除く。)の中から選任する。

(役員の任期)

第12条1項 役員の任期は一会計年度とする。但し再選及び再任を防げない。

2項 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第13条1項 会長は本会を代表し会務を総括する。

2項 副会長は会長を補佐し本会の運営を助成する。また会長に事故ある時はこれを代行する。

3項 専門部部長は会長と諮り、専門部部員を総括してそれぞれの業務を執行する。

4項 会計監査役は本会会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

5項 書記は議事録の作成、会報等の編集、発行を行う。

(顧問)

第14条1項 本会に顧問を置くことが出来る。

2項 顧問は前期役員もしくは、元役員の中から会長が委嘱する。

3項 本会は随時、会務の重要事項について顧問の助言を求めることが出来る。

4項 会長は会務の都合上必要と認めた場合は地区関連関係の会務を顧問に委嘱することが出来る。

## 第5章 総 会

### (総会の招集)

第15条1項 定期総会は原則として毎年4月に行い、会長はこれを招集する。

2項 臨時総会は代議員会で必要と認めた時、或いは会員の二分の一以上の要請があった時、会長はこれを招集する。

3項 開催に際し、会長は日時、場所、議題その他必要な事項を会員に告知しなければならない。

### (総会の成立)

第16条 総会は会員の三分の一以上の出席をもって成立する。但し止むを得ない場合は、総員に対する委任状をもって出席とみなすことが出来る。

### (総会の付議事項及び議決方法)

第17条1項 付議事項は次に定めるものとし、議長は会長がこれに当たる。

- イ、 前会計年度の会務報告及び収支決算報告の承認
- ロ、 当会計年度の会務計画及び収支予算計画書の承認
- ハ、 会長の承認
- ニ、 会則の改正
- ホ、 その他、代議員会が本会の運営に関し重要と判断した事項

2項 総会の議事は出席者の過半数をもって議決する。

## 第6章 代議員会

### (代議員会の構成及び招集)

第18条 代議員会は代議員、児童部部長及び同副部長をもって構成し、会長が必要に応じ、もしくは代議員の三分一以上の要請があった時にこれを招集し、日常業務を協議し、会の運営に当たる。

### (代議員会の運営及び議決)

第19条1項 代議員会の議長は会長が務める。

但し必要に応じ副会長あるいは専門部部長に委任することが出来る。

2項 会議は代議員の三分の二以上の出席を以って成立とする。

止むを得ない場合は委任状をもって出席とすることができる。

3項 議事は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は議長が裁決する。

## 第7章 資産及び会計

### (資 産)

第20条1項 本会の共有資産は以下等からなる。

- イ、 会費、入会金
- ロ、 各種助成金
- ハ、 有志の寄贈物品（代議員会で資産勘定に計上と決議した物品）、寄付金
- ニ、 共有使用物及び、施設（集会所建物等）
- ホ、 集会所修理基金
- ヘ、 雑収入
- ト、 各種事業に必要な積立金

- 2 項 前項の内、集会所建物の登記書、権利関係書類は会長がその保管、管理の全責任を担い、役員交代時には新旧副会長各一名以上の立会いの下で旧会長から新会長へ直接手渡さなければならない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 雑 則

(会則改訂)

第 22 条 1 項 本会則を改正するには、代議員会が改正案を総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 項 会則の改正は、会員に告知する。

(帳簿の保存閲覧)

第 23 条 1 項 本会に次の帳簿を備え会員の請求により閲覧に供するものとする。

- イ、 会員名簿
- ロ、 議事録
- ハ、 会計帳簿
- ニ、 共有資産台帳

- 2 項 前期の帳簿類は役員交代時に引継ぎ保存するものとする。

(細則の制定)

第 24 条 1 項 本会則に定めのない事項で運営に必要な事項については、代議員会の議を経て別に細則として定める。

- 2 項 細則については、代議員の議を経て改正することができる。

- 3 項 細則の改正は、会員に告知する。

(慶事及び弔事)

第 25 条 慶弔規定は別に細則で定める。

(集会所)

第 26 条 集会所の使用管理規定は別に細則で定める。

付則

この会則は平成 13 年 4 月 8 日から施行する。

この会則は平成 16 年 4 月 4 日から一部改正し施行する。

この会則は平成 19 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この会則は平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この会則は平成 29 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

## 藤ヶ丘自治会 細則

会則第 24 条の規定により自治会の運営に必要な細則を次の通り定める。

第 1 条 1 項 本会は次のブロック、班から組織、構成される。

1 ブロック・・・1 班、3 班、4 班、5 班、6 班、7 班、8 班

2 ブロック・・・9 班、10 班、11 班、12 班、13 班、14 班、15 班

3 ブロック・・・16 班、17 班、18 班、19 班、20 班、21 班、22 班

2 項 会長は代議員会の承認を得て、ブロック及び班編成を改変する事が出来る。

3 項 本会の執行部は、正副会長、正副書記及び専門部部長により組織、構成される。

4 項 代議員会は、班選出代議員以外に、会員の中から代議員を選出する事が出来る。

5 項 次年度代議員は、毎年 1 月末までに次年度役員を選出する。

6 項 毎年 4 月に開催される最初の代議員会において、前項により選出された役員の承認を受ける。

7 項 次年度執行部は、毎年 3 月末までに次年度総会の付議事項の原案を作成する。

8 項 前項の原案の作成に関しては、他の次年度役員及び当年度役員の協力を求める事が出来る。

9 項 毎年 4 月に開催される最初の代議員会において、6 項により作成された原案の承認を受ける。

第 2 条 役員の選出区分は次による。

イ、原則として各班から班長及び代議員各 1 名、但し 1 ブロック 2 班は班長のみとし、代議員は 1 班代議員が兼務する。

ロ、原則として各ブロックから会長若しくは副会長 1 名、その他児童部を含む専門部員 1 名。

ハ、原則として書記は 2 ブロックより 1 名、その他のブロックより 1 名。

ニ、児童部はじめ所要の役員、協力員各ブロック若干名。

ホ、市または公共機関から自治会に委嘱された役員若干名。

第 3 条 専門部の事業分担は次の通りとする。

### ①総務部

イ、市、公共機関の広報誌（広報・公民館報等）回覧紙等の配布。

ロ、赤十字募金等公共寄付行為の事務事項。

ハ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

②会計部

- イ、会則に定める収入、支出の執行に関すること及び、事務事項。
- ロ、その他自治会の経理会計業務に関すること。
- ハ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

③防災部

- イ、防災、防犯活動に関すること。
- ロ、街路灯等の設置、管理に関すること。
- ハ、防災設備の設置、管理に関すること。
- ニ、交通安全に関すること。
- ホ、自治会の事業における交通規制に関すること。
- ヘ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

④清掃部

- イ、側溝清掃、大掃除計画、薬剤配布等。
- ロ、関連する事項の市役所、保健所等への連絡、折衝。
- ハ、生ゴミ、危険物等の集配に関すること。
- ニ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

⑤厚生部

- イ、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
- ロ、自治会の実施する事業活動の推進に関すること。
- ハ、老人活動の助成に関すること。
- ニ、婦人、文化活動に関すること。
- ホ、集会所の管理、維持に関すること。
- ヘ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

⑥児童部

- イ、生徒児童の教育活動に関すること。
- ロ、執行部の同意を得て、会長が委託した事項。

第 4 条 1 項 班長は 3 ケ月交代の持ち回りとし、班内の会費、連絡事項の伝達（回覧板等）、広報等公共機関の各戸配布等の実務を担当する。

2 項 代議員の任期は一会計年度とする。但し再選及び再任は妨げない。

第 5 条 会則第 5 条の会費の納付規定は次の定めによる。  
会費は月額 300 円とし原則として一括で納付しなければならない。

第 6 条 会則 25 条の慶弔規定は次の定めによる。

① 慶事は結婚及び出産とする。

- イ、会員本人 ……………5 千円
- ロ、会員、または会員の配偶者の出産 …5 千円

② 弔辞

イ、 会員本人……………5 千円

ロ、 会員の妻……………5 千円

ハ、会員の父母（養父母）及び子供……5 千円

但し家族は同居していることを原則とする。

③ 前記以外の場合でも代議員会に図って決定する時はその限りではない。

第 7 条 会則第 26 条集会所管理規定は次の定めによる。

① 集会所は会則第 2 条により特定の政治、思想、宗教活動に関係ある場合は使用できない。

② 新規に会員となった者は修理基金として 2 千円を納付しなければならない。

③ 集会所は執行部が運営に当たり、通常の管理、維持は厚生部に委嘱する。

④ 集会所を使用する時は、使用目的、使用日時、責任者を明記し鍵管理者に届け、鍵を借用する。

⑤ 備品等を損傷した場合は必ず鍵管理者に連絡し、原則としてその補償は使用者がする。

⑥ 使用後の整理、整頓、ゴミの処理（ゴミは持ち帰る）、戸締り、火の元等の確認は充分行い、他の迷惑にならぬよう注意する。

⑦ 使用後は必ず使用簿に記載すること。又、利用時間は原則として午前 9 時から午後 10 時までとし、特に近隣住民の迷惑にならぬよう充分留意する。

⑧ 集会所使用基準

集会所を使用するにあたっては、自治会又は、うしぎん商店会・藤友会・児童部の組織をもってする会合等は、光熱水道料、冷暖房料、備え付けの消耗品の利用を含め無料とし、その他会合等は有料とする。  
その基準は別表による。

⑨ 集会所使用料は鍵管理者で保管し会計年度末に一括して会計部に納入する。

会計部は当会計年度、集会所管理費相当額を一般会計で処理し残金が発生した場合は、集会所修理基金に繰り入れる。

第 8 条 特別委員会の設置

① 特別な事業を推進する必要を認めた場合、会長は代議員に諮って特別委員会を設置し、事業の一部を委嘱することができる。

② 特別委員会は会長の委嘱を受けた委員をもって構成し、委員長は委員の中から選出する。

- ③ 委員長は事業の推進にあたり必要がある時は委員会に諮って自治会の支援を受けることが出来る。

#### 付則

この細則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は平成 16 年 2 月 7 日から一部改正して施行する。

この細則は平成 19 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

この細則は平成 24 年 3 月 1 日から一部改正して施行する。

この細則は平成 27 年 1 月 1 日から一部改正して施行する。

この細則は平成 27 年 10 月 1 日から一部改正して施行する。

この細則は平成 29 年 4 月 1 日から一部改正して施行する。

(別表) 集会所使用基準

| 優先順位 | 使用目的                             | 料 金          |
|------|----------------------------------|--------------|
| 特 別  | 会員冠婚葬祭                           | 1 回あたり 4 万円  |
| 1 位  | 自治会の会合                           | 無料           |
| 2 位  | うしぎん商店会・藤友会・児童部の会合               | 無料           |
| 3 位  | 自治会あるいは、うしぎん商店会の組織した会議           | 無料           |
| 4 位  | 関係する各種自治会地区関連イベントに関する会合          | 無料           |
| 5 位  | 会員有志が主催する懇親会等の目的の為の会合            | 1 名につき 100 円 |
|      | 但し、午後 7 時以降についての上記会合             | 1 名につき 200 円 |
| 6 位  | 商品の展示即売会等 但し、うしぎん商店会会員が使用する場合は無償 | 1 日あたり 2 万円  |

鍵の保管は、自治会長、うしぎん商店会会長、藤友会会長・児童部部長及び鍵管理者が各個とする。

冷暖房使用費の件：自治会での使用の場合、会計に申し出て清算してもらう。